

藩債処分と日田・千原家

楠本, 美智子

<https://doi.org/10.15017/2230950>

出版情報 : 史淵. 121, pp.29-62, 1984-03-27. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

藩債処分と日田・千原家

楠本美智子

はじめに

「日田金」は十九世紀半ば、多額の借銀を抱えた北部九州の諸藩が、上方商人に資金調達面で依存することが出来なくなつた時点において、地方金融資本として注目され、日田商人もこれを契機に経営を拡大していった。^[1]

殊に日田商人の代表格広瀬久兵衛は、日田の商人資本を背景に府内藩・対馬藩田代領・福岡藩の財政改革に乗り出し、千原家は主業であつた酒醬油等醸造業より貸付業に経営の主力を置いた。両家は西国筋郡代の掛屋を務め、助合穀銀・年貢銀等多額の公金を預かつて、それを有効に運用した。その経営内容は公金等の他借金が多く、その割に自己資本の少ないものであつた。^[2]この様に幕藩体制に依存した経営内容であつたため、幕府崩壊後、両家は速やかに経営の転換を図るべきであつたが、維新後も従来 of 貸付業に固執して経営の危機を招いた。

明治四年の廃藩置県に伴ない、明治政府は旧藩の債権・債務を引受けることになり、まず、藩債について府県並びに債権者より藩債書類の提出を求めた。その結果、藩債が多額で財政的に処理できないと判断した政府は、一定の基準を設けてその取捨選択をすることにし、さらに旧藩の貸下金に対しても同様の処置をとることにして、六年三月「旧藩藩負債償還ノ御処分」と「(旧藩)貸附金穀取立法則」^[3]を通過した。この処分によって三都商人を始め、大名貸

をしていた商人達は大打撃を受けた。日田商人千原家もその例外ではなかった。

この藩債処分については、千田稔氏の「藩債処分と商人・農民・旧領主―藩債取捨政策に限定して―」（『社会経済史学』四五卷六号昭五五）等の一連の精緻な論考があり、公債史研究の一環として、藩債処分が出るに至った背景、その与えた影響等々論究されている。⁽⁴⁾ 本稿では藩債処分とその結果について、日田商人千原家を中心に述べ、日田商人が日田金―前期的資本の近代化に失敗した―一事例の報告としたい。尚、題目にあげた藩債処分とは、厳密には藩債処分と旧藩貸下金処分を指すものである。

日田地方は慶応四年一月、最後の西国筋郡代窪田治部右衛門が肥後に逃げた後、森・福岡・久留米・肥後・薩摩五藩の兵が進駐してきて混乱していたが、二月になって森・岡両藩に取締方が命ぜられ、四月には長崎裁判所の管轄となった。⁽⁶⁾ 六月には、豊前・豊後両国御郡総役長谷川範蔵に代って松方助左衛門（正義）が知県事として赴任してきた。⁽⁷⁾ 同月、日田地方は日田県と称する様になり、「知県事役所」も「日田県御役所」と改称された。⁽⁸⁾ 一般に、維新政府が日田の商人資本を吸収するために松方正義を日田県に赴任させたと言われている。⁽⁹⁾ 松方正義は日田県知事であった明治二年、政府の財政難打解のために商税等地租以外の通常歳入の増加策を進言する等、⁽¹⁰⁾ 財政面に有能な人物であったが、日田県治政でも日田の商人資本を有効に利用した。二年の養育館の設立、運営、⁽¹¹⁾ 広瀬井手の再興、呉崎新田の再開発等日田商人の協力なくしては出来なかったことである。⁽¹²⁾

松方正義は三年閏一〇月、民部大丞を命ぜられ翌年正月に日田を去ったが、⁽¹³⁾ その後も日田商人との親交は続き、殊に千原幸右衛門（花溪）は家業の相談等で屢々松方家を訪れ、時には経済情報を得ていたようである。⁽¹⁴⁾ また藩債処分等で政治的解決を要する際の仲介者として、松方正義は日田商人にとって重宝な存在であった。四年七月、廃藩置県の詔書が出され、一月には日田県は廃せられ大分県となることが決定し、翌年二月一五日に大分県に引渡され、⁽¹⁵⁾ 所轄官庁は府内に置かれて日田には支庁が配された。このこともその後日田の地が荒びれた一因であつたらう。

一 明治初期の千原家の経営

まず、千原家の経営の概略を述べる。千原幸右衛門家は酒醬油等醸造業を営む傍ら、米を始め日田特産の紙・苧・茶・楳、豊後高田の塩、五島の魚油、玉嶋の綿等各地の特産品を取扱って上方との仲介商業を行ない、資力を貯えて寛政五年、八代幸右衛門が掛屋を引受けるに至った。その後経営の悪化が続き文政年間に貸付業に主力をおくようになり、広瀬家と同様に「他国貸」を始めて天保年間に急成長を遂げた。これら貸付の資金は、助合穀金・年貢銀等の公金預りが大部分を占めていた。安政元年、千原家は譜代大名である小笠原小倉藩の御用達となり、小倉藩が上方商人に対し二五〇年賦の借銀整理を行なって資金調達が困難になったため、小倉藩産物会所の銀主を引受けることになった。また千原家は西国筋那代の貸付金―御貸付金の仲介者となって小倉藩への融資に協力し、また長州征伐の際には日田商人より小倉藩へ多額の融資をしたが、その際の仲介者ともなった。⁽¹⁹⁾

表 1

千原家「店御帳」

(19文銭立)

| 資 産 | 資 産 内 訳 | | | | 田 地 | 払 出 分 | 店 御 有 前 (自己資本) | その年の純益 |
|------|--------------|-------------|-------------|--------------|-----|--------------|-------------------|--------------|
| | 有 銭・金・札 | 穀 類・醸 造 | 貸 付 | 田 地 | | | | |
| 慶応 1 | 18505 835 45 | 7979 038 8 | 2164 347 2 | 15337 449 45 | 25 | 15557 219 55 | 2948 615 9 | 257 825 35 |
| 2 | 23843 060 4 | 671 046 35 | 3706 029 55 | 19440 984 5 | 25 | 20392 011 35 | 3451 049 05 | 502 433 15 |
| 3 | 29619 625 2 | 1059 726 95 | 6323 027 2 | 22211 871 05 | 25 | 28004 743 6 | 1614 881 6 | —1836 167 45 |
| 4 | 32043 519 9 | 446 503 15 | 5726 400 8 | 25845 615 95 | 25 | 31179 785 55 | 863 734 35 | —731 147 25 |
| 明治 2 | 31714 643 5 | 1611 462 15 | 2708 967 1 | 27369 214 25 | 25 | 31546 941 1 | 167 702 4 | —696 031 95 |
| 3 | 43510 928 5 | 1106 491 5 | 7002 601 1 | 35376 835 9 | 25 | 42928 234 35 | 582 694 15 | 414 991 75 |

※ 千原家「店御帳」より作成。

藩債処分と日田・千原家(楠本)

表2 廣瀬家「積帳」

| | 総 貸 | | 内 付 | | 有物仕入物 | | 総 預 | 自己資本 | | |
|-----|---------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|--------|----------|
| | 貸 | 内 付 | 貸 | 内 付 | 貸 | 内 付 | | | | |
| 慶応1 | 銀 1982 | 貸 471 03 | 1742 | 貸 614 06 | 239 | 貸 856 97 | 1726 | 貸 489 15 | 255 | 貸 981 88 |
| 2 | 2465 | 833 19 | 2011 | 847 08 | 453 | 986 11 | 2156 | 043 10 | 309 | 790 09 |
| 3 | 3081 | 188 04 | 2827 | 440 97 | 253 | 740 07 | 2720 | 274 19 | 360 | 913 85 |
| 4 | 4041 | 291 80 | 3497 | 003 47 | 544 | 288 33 | 3616 | 213 11 | 425 | 078 69 |
| 明治2 | 金 56802 | 3 127 7 | 41414 | 2 502 2 | 15388 | 387 5 | 49359 | 2 174 1 | 7443 | 203 6 |
| 3 | 54603 | 772 3 | 41999 | 344 | 12604 | 428 3 | 48391 | 655 5 | 6212 | 112 8 |
| 4 | 59667 | 176 9 | 50835 | 3 400 5 | 8830 | 1 776 4 | 53932 | 470 9 | 5734 | 706 0 |
| 5 | 61465 | 249 8 | 46701 | 1 619 2 | 14762 | 3 630 6 | 56756 | 995 6 | 4888 | 254 2 |
| 6 | 48831 | 138 7 | 45317 | 2 910 9 | 3512 | 2 227 8 | 48585 | 403 4 | 245 | 2 235 3 |
| 7 | 39244 | 71 15 | 38144 | 24 11 | 1080 | 47 39 | 50275 | 97 55 | -11051 | 26 4 |
| 8 | 24186 | 49 98 | 15500 | 99 94 | 8685 | 50 04 | 29073 | 58 24 | -4887 | 80 26 |
| 9 | 19654 | 72 76 | 15967 | 91 46 | 3686 | 81 3 | 31536 | 47 42 | -11881 | 74 66 |

※ 慶応1～明治3年迄は野口喜久雄『積書』より見た広瀬家の経営』（九州文化史研究所紀要第17号）の附表I, II, IIIより
の転載である。外は広瀬家「積帳」より作成。

千原家の経営は公金預りの特権に支えられた貸付業であったので、幕府崩壊後はどの様に変化したかを次に見ていくことにする。千原家の明治初期の「店卸帳」が不備なので、広瀬家の「積帳」でその経営内容を窺うことにした（表1・2）。

千原家の経営は、小倉藩産物会所の銀主を引受けていた間は順調であったが、産物会所が廃止された後は経営が悪化している。「店卸帳」で見ると、慶応三年より明治二年まで自己資本が減少している。同三年の分は黒字となつて

いるが、四年より六年の分は決算がなされておらず、七年より九年までは「店卸帳」がない。漸く収支決算が出来るようになったのは、一一年以後のことである。千原家は江戸時代の「店卸帳」もそうであったが、経営が非常に悪化する、收拾がつかなくて店卸しをしていない。従って、「店卸帳」が整っていない年は、経営状態が悪いといつてよい。それに比べて広瀬家の経営帳簿である「積帳」は、明治以降も整っており、千原家の「店卸帳」とは比較にならない程整然としている。ただ八年の「積帳」は「本年二月例之通店卸取調掛り併得共、取引勘定詰相決口有之、仕詰出来兼」と、一二月になってやっと決算出来る状態であったという。千原家の「店卸帳」と広瀬家の「積帳」を比較すると、千原家が従来の十九文銭立を明治になっても継続しているのに対し、広瀬家は銀より両に、七年よりは円にと時代に応じた変更をしている。千原家の「店卸帳」では、四年以降の決算が出来てないことから、経営の悪化が予想されるが、広瀬家の場合も明治三年の「積帳」より自己資本は減少し始め、七年からは自己資本さえもマイナスとなっている。この経営内容は千原家も同様であったと推定される。

千原家・広瀬家等従来の四掛屋は、維新後も年貢米の取扱い、公金の預り等掛屋役を務め、三年には広瀬久右衛門・千原幸右衛門は、御金改方と称して日田県の常備金の預りを任せられていたが、^[17]廃藩置県による日田県の大分県への統合、藩財政の中央権力への集中化、さらに藩債処分等による変革が、千原家等の日田特権商人に大打撃を与えた。自己資本が少なく、公金預りによって多額の貸付金を運用していた広瀬・千原両家は、廃藩置県以後は公金預りの特権をも失ない、もはや多額の貸付業維持は望めず、経営の転換を余儀なくされた。しかし、公金預り金の一時返納、藩債処分等により多額の借金を抱えた両家は、身動きがとれなかったようである。

二 日田県時代の千原家の負担

松方正義の日田県知事赴任の主目的が「日田金」の吸収であると一般に言われているが、どの様な方法がとられた

であろうか。一つには旧幕引継金の一時引上げであり、次には金札の貸付策であった。金札の貸付は旧幕引継金の一時引上げの際に四万両を掛屋四人に、さらに生産所の失敗に伴う多額の失費等九万一〇〇〇両を日田商人に貸付けたことである。千原家にとってはこれら二件の拝借金と、明治三年から四年にかけて豊津（小倉）藩に貸付けた大名貸が、その後の経営を行詰ませた大きな要因となった。この三件について次に述べる。

(1) 旧幕引継金

慶応四年三月、旧幕より引継ぎの御用金銀の預り高を各掛屋より差出す様、日田預りの岡藩より通達が有り、さらに年貢穀高の残り分並びに諸拝借高の明細書の提出も命じられた。⁽¹⁸⁾そして旧幕引継ぎの御用金銀の一時上納が仰せ渡された。この総額は約八万一五〇〇両にのぼり、内訳は千原家三万七二〇〇両、広瀬家二万四七〇〇両、森家一万二〇〇〇両、山田家七七〇〇両であった。⁽¹⁹⁾さらに同年閏四月二十七日には「御用金銀窪田殿元御役所を御書上辻と懸屋御預ヶ高引合不申」につき、取調べる様長崎裁判所より通達してきたので調査した結果、四四〇両程の不足があり、これも掛屋より弁済することになった。⁽²⁰⁾

この旧幕引継金の一時上納に対して掛屋四人より、「御懸屋之儀村々々御上納金銀掛改可請取管之処、正錢者不及申、諸国之銀札等取集持参候を夫々相改、私共請取手形を以御役所御上納皆済仕候、取集正錢銀札者私共江御預ヶニ相成、御下知之節正金銀を以御上納仕来儀ニ御座候、且御支配御交代之節者、私共預り手形を以跡御支配江御引渡相成候」と、年貢銀は上納の下知があるまでは掛屋が預かり、また郡交代の時は掛屋の預り手形の提出でもって引継ぎがなされ、正金銀の一時上納はなかったと訴えている。またこの預り銀は「郡町身元相応之もの江預ヶ置」と、掛屋商人の貸付資金となっていたことを述べており、⁽²¹⁾大名貸もこの預り銀が貸付けられていたことは、万民の知る所であった。従って、維新政府による旧幕引継金の全額引上げは、掛屋商人を驚愕させた。

そこで四月、四掛屋より、これ迄預かっていた御用金銀を一時に上納したいが、「昨年末諸産物大高下、其上世上

一般必至与差詰り、別而当郡両町者一入困迫極々不融通」のために貸金の回収も思うにまかせないので、当辰五月より三ヶ年間に六回に分けて上納したい旨の歎願書を提出した⁽²²⁾。さらに閏四月には、四掛屋は当年四万兩を上納、残金は二ヶ年に分けて上納したい旨願出⁽²³⁾。そうするうちに、「今般金札御製造事柄ニ寄拜借可被仰付」との布告が出た。そこで七月八日、四掛屋で三万兩上納⁽²⁴⁾（千原家一万三五〇〇兩、広瀬家九〇〇〇兩、森家四五〇〇兩、山田家三〇〇〇兩）、金札五万兩の拝借願を出して旧幕引継金八万兩余の全額上納を申出た。この結果、一月に金札四万兩の拝借が許可され、年利九朱で、二年より一〇ヶ年賦が言い渡された⁽²⁵⁾。この内千原家の借用金札は一万八〇〇〇兩で、この引当に田反別四町三畝九厘、畑反別二町三反三畝一七步四厘、外に居屋敷並びに土蔵が当てられた⁽²⁶⁾。

旧幕引継金を上納した後も掛屋役は存続し、従来の千原・広瀬・森・山田四家が務めていた。三年正月、御金改方が設けられて広瀬久右衛門と千原幸右衛門が任命され、御金改方の規定も出された⁽²⁷⁾。これによって両家は日田県の常備金を取扱うことになったが、これも一時的なものであった。

(2) 生産会所

慶応四年五月、維新政府は金札を発行して歳出を補い、これを諸藩に貸与して広く通用させようとした。政府はこの金札を貸与するに当って、富国の基礎を造るために「産物等精々取建、其国益を引起」すことを名目とし、「列藩石高ニ応し万石ニ付壹万兩ツム」を貸与、返済は金札を「毎年暮其金高々割ツム」一三ヶ年で上納を終える様命じた⁽²⁸⁾。また「農商之もの共拝借等申出ひ得へ、其身元厚薄の見込を以金高貸渡」すという条項もあるところから、前述した様に、日田の掛屋四人は旧幕預り金の上納のために金札四万兩を借りたのであった。

この通達を受けた日田県では、金札の鋭意通用を謀るために各地に生産会所を設置し、富有層にその運営を任せた。この生産会所とは、質物をとって金札を貸付ける所である。設置場所は豊後日田郡隈町・豆田町、下毛郡跡田村・戸原村字口ノ林、豊前国宇佐郡四日市村・中須賀村、速見郡別府村である⁽²⁹⁾。また「千原家日記」(明治三年)に玖珠生産

引受小田儀作・中山田平左衛門と記されているところから、玖珠郡内にも生産会所が設置されていたのかも知れない。豆田町生産会所は「十一月朔日（明治元年）限町札之辻ニおゐて生産御会所御取開相成、歩入物等願度ものハ可申出」との通達が出てから、豆田商人より願出たものだった。⁽³⁰⁾即ち、文政年間に新用水路が出来て中城河岸より通船出来る様になったが、水底浅くて夏時分の通船が出来兼ねるため、諸国の諸商人は全て限町に滞留、そのため豆田町は衰微する一方であるので、生産所を中城川河岸に設置して欲しいと豆田町商人は訴えた。豆田町生産会所が十一月朔日の開業に間に合ったかどうか解らないが、嶋屋勘吉外四名で業務を開始した様である。⁽³¹⁾限町生産会所は井上兵七・山田小三郎・山田儀七が請負っていた。⁽³²⁾しかし当初の生産会所の運営は失敗し、二年十一月、豆田町では広瀬源兵衛・千原幸右衛門、限町では山田小三郎・山田作兵衛・森甚左衛門に生産会所の取纏方の依頼があった。⁽³³⁾彼等は調査の結果、貸付方及び歩入物品に多くの不都合があったと、失敗した理由をあげた。

まず、「従来日田地（ニ）ライテハ歩質貸ト唱エ借用人江ハ歩札（即チ抵当品預り証書等）ノミ相渡（ハ）」慣習があり、この生産会所の貸付金もこの方法に倣って歩入人に抵当物品預り証のみ渡し、借用証文は取らなかつたこと。⁽³⁴⁾また、生産会所の貸付方の問題を千原幸右衛門は次の様に述べている。⁽³⁵⁾

（略）下調役共ニ於テモ上意之アル処靡然弘通ヲ重トシ、間ニハ金札拝借申出ルモノ仮令抵当品ノ不足スルモ其遣出ノ急務ナルヨリ枉ケテ之レニ貸附、或ハ藏預ト唱エ譬エハ、甲某金札拝借ヲ乞フニ抵当品之無之ヨリ乙某ノ身代相応ナルニ頼ミ、抵当品幾許乙ノ倉ニ預ルトノ一書ヲ得テ甲某之ヲ生産所江差出セハ、一片之倉預モ忽チ数千金ノ抵当トナリ、後チ乙ノ倉ヲ点検スレハ或ハ抵当品ノアラサルモ之ヲ究問スルニ違ナク（略）

この様な貸付方法では取立方は困難であると推察されたが、維新後も引続き掛屋を務めていることだし、何よりも松方正義の強い勧めもあって止むを得ず、幸右衛門は生産会所の後始末を引受けたと言（36）う。

三年三月、千原幸右衛門一万六〇〇〇両余、広瀬源兵衛一万三〇〇〇両、山田小三郎・山田作兵衛・森甚左衛門三

人で三万七〇〇〇兩を引受けて、^[37] 生産会所再開のために引受人より「生産方御備金貸出規則」が出された。^[38]

一 御備金御下渡利足年老割ニ而引請被仰付、貸出方月老分三厘ニ相定、右間際を以諸雜費ニ仕度奉存候事

一 貸出方之儀三ヶ月限取極置、品もの下落之節者元入金為致、猶又三ヶ月丈者貸付置、元入金無之分者三ヶ月目たり共品物相流レ売払御備金融通仕候様取斗可申事

一 歩入人生産方規則ニ相背自然不埒之取斗有之節者、申上次第御敵重御取締被為下度事

一 歩入品物万一火災異変等之儀御座候節者、其年中貸附利息間際を以相償外者、御備金之内御償可被為下度事
一 私共勝手之取斗為不仕、貸出帳を以月々御届申上、御見届御証印を請可申事

右之通規則相立御届申上外間、宜御聞置被下度奉願候、以上

明治三年三月

この一条の利率についてはこの後変更があり、引受人の引請額は拝借金として月利一分、元金五ヶ年据置、八年二月皆納の約定となり、この間利子のみは毎年上納せねばならなかつた。^[39] これに対し生産所引受人は歩入人より月一分四厘の利子を取り、その差益を生産所諸雜費、引受人手当に当てる筈であつた。^[40]

三年三月九日より生産会所は歩入物を受取り始めた。^[41] しかし「歩入人共此後季月返済出来兼外者共有之外ハ、願出次第元利御取立御下渡」すと言う役所との約束は実行されなかつた。幸右衛門引受の酢屋勘三郎貸金の場合、四四〇〇兩の元金に対して無引当で、利子も一文も払入れない状態であつた。また抵当物品があつたにしても下落して、幸右衛門は三〇〇〇兩も損失を出したという。また金札の価値にも問題があつて「仮令ハ此際金札一七〇円ヲ拝借スルモノ僅ニ正金百円ノ使用ヲナシ得ヘク故ニ、金札ト正金トヲ比較スレハ金札ノ等差四分一厘余ノ下位ニ至リ、其間際ノ損減僅少ニアラス、尤其返納ノ時ニ方リ、拝借金札一七〇円ニ同ク金札一七〇円ヲ返納スレハ其間際損減ハ不相立得共、其後御敵達モ有之、追々正金ト金札ト価格同位ニ復シ外、付テハ最前賤価ノ金札一七〇円拝借シ正金百円

ノ使用ヲナシタルモノ、爰ニ至リ正金一七〇円歟又ハ正金同位ナル金札一七〇円ヲ返納セサレハ完全皆済ヲ得ス、然レハ（略）拝借人共ノ困難モ亦事実」と幸右衛門は述べている。⁽⁴²⁾ 明治元年一二月四日、金札時価通用の布告が出され、二年四月二十九日には金札の正金同様通用令が出された。しかし金札が正金と略ぼ同様に通用したのは、二年末から三年にかけてであった。⁽⁴³⁾ 従つて歩入人は金札を返納して歩入品を出すことは出来ず、さらに生産所を引受けた商人達に至つては、その始末をして引受高全額を返納することは出来なかつた。千原家は三年九月に納める生産所引受高の利子は漸々納めたが、四年の分は「頓与相立兼」ねるので、翌年二月までの猶予願を出した。⁽⁴⁴⁾

金札の流通を促進するため設けられた生産会所も、二年になつて一時金札不融通となつたため、日田地方では三郡札の通用が許可された。⁽⁴⁵⁾ 三郡札には白札・薄色・赤札の三色があり、主に日田・玖珠・下毛三郡で通用した。⁽⁴⁶⁾ もともとこの三郡札は慶応三年、郡代役所の許可を得て日田商人一〇人の出費で大坂で注文製造したものであったが、使用は見合せられていた。それを生産会所より遣出すことになつたので、商人達はこの札の製造費一五七〇両余と、周旋した広瀬松兵衛の骨折料を度々要求した。⁽⁴⁷⁾ 三郡札は三年一月一五日までの引揚命令が出ていたが、金札小札払底を理由に松方正義に相談し、山田半四郎・森甚左衛門・広瀬久右衛門・千原幸右衛門が三郡札二八九六貫目を再び借用、通用期間が四年四月まで延長された。⁽⁴⁸⁾ しかし四月になるとまた延長願が出されて、三郡札の引揚が終つたのは五年二月であった。⁽⁴⁹⁾ 尚、別府生産会所では、大分・速見・直入・国東郡村々通用の別府札が使用されてきた。⁽⁵⁰⁾

(3) 千原家の小倉藩への貸付

千原家が多額の大名貸をする原因となつた竹槍一揆が三年一月に発生した。「千原家日記」三年一月一九日の条に「初発奥五馬筋始り、郡中百姓一揆竹田川原ニ押出し、竹田庄屋を始庄手町方荒す、夫々中城御蔵所前ニ而政府ノ御防有之^(共脱カ)得^(共脱カ)不^(共脱カ)聞入、同所ニおゐて怪我人有之、三松・中村・千原・川原町松半打崩し、在々ニ手分いたし地役人兵隊ニ相成ひ分不^(共脱カ)残打崩し、在方徳者も打崩大騒動也」と一揆の有様を記している。これは「御一新新運上御断り」

を旗印とし、⁽⁵¹⁾ 庄屋などの村役人や富商を襲ったものである。この一揆によって日田県役人長史生・森藩兵隊が殺害され、日田県大属高橋敬一隊も打叩かれたという。⁽⁵²⁾ また日田・玖珠両郡で打崩された家数は一八九軒ということであつた。⁽⁵³⁾ この一揆は、二一日、豊津・熊本・秋月・中津・岡各藩の応援を得てやつと鎮定された。⁽⁵⁴⁾

豊津藩はこの一揆の際に四小隊を派兵し、⁽⁵⁵⁾ また翌年春、日田県下に西国鎮台分営が置かれて同藩よりも兵を出したが、そのため余分の入費となり、その資金調達を御用達・千原家に依頼した。そこで千原家は三年一二月に一万五〇〇両を月一步の利息で融資したのを始め、四年七月までに計三万三〇〇〇両を貸付けた。⁽⁵⁶⁾ この資金は従来の千原家の大名貸がそうであった様に、日田県租税御預ケ金―公金を含んでいたと言う。そして豊津藩よりは、四年秋の収納米をもって返済するという約束であった。しかし四年七月、廃藩置県の詔書が出されて旧藩の債権・債務が中央政府に継承されることとなり、旧藩負債の支払い一時停止令が出され、同時に諸扶持米の廃止の通達も出された。⁽⁵⁷⁾ これによって豊津藩の支払いが延期され、千原家の経営は困難となった。

政府は旧藩より引継ぐことになった負債を整理するために四年七月二四日、各府県に対して藩債取調帳の大蔵省への提出を指令した。⁽⁵⁸⁾ 同一一月一九日には、「旧諸藩へ調達金有之者へ諸書写へ勘定書相添管庁ヨリ発令三十日ヲ限り可差出」と通達が出された。また、各地方庁の発令後三〇日以内に債権者が証書を各庁に提出しない場合は、証書を棄捐するとの通達も出した。⁽⁵⁹⁾ しかし、豆田・隈両町の商人が旧諸藩調達金書付を提出したのは、「通達後三〇日を過ぎた一二月二六日であり、翌五年一〇月には、「旧森県江木屋連中へ調達金之儀期限後レ」の分も、格別の義をもって採用されたということであり、⁽⁶⁰⁾ 期限内提出はそれ程厳しいものではなかったものと思われる。

四年一一月に全国の県の改廃、県治条例が定められると、一二月に政府は各県の藩債支消方法策定・債権者との示談の中断を府県に指示し、負債本帳面・証書写を五年二月晦日限り提出する様府県に指示した。⁽⁶¹⁾ そうして提出された藩債総高は、全国で七四一三万兩余であつた。⁽⁶²⁾ しかしながら、政府にはこの負債総高を消化する財力はなく、この藩

債の取捨基準が定められることになった。

一方、旧藩負債の支払方の停止と扶持米廃止によって経営が立ちいかなくなった千原家は、四年一二月、松方正義に豊津（小倉）藩貸付金三万三〇〇〇両の返済方の歎願依頼をする一方、大分県の役人にも働きかけて、大分県より大蔵省に申請書が提出された。「大蔵省考課状」に次の様な記載がある。⁽⁶³⁾

大分県ヨリ、管下日田郡豆田町千原幸右衛門儀旧幕米租税掛屋相勤、維新以降モ引続キ改屋申付租税金取扱セ来リタル処、辛未春以来同地へ鎮台出兵ニ付旧豊津県ヨリ出兵ノ人数諸入費従前ノ因由ヲ以テ若干ノ金高同年十一月返償ノ約定ニテ調達シタリ、然ルニ嚮ニ公布ノ趣モ之アリ豊津県ヨリ返償方相断リタルヲ以テ種々哀歎ノ末東上願出、憫惻ノ至リニ付本人出京ヲ許諾セリ、然ルニ当管下ノ者諸藩へ調達金ノ儀ハ曾テ進達セシメタル通りニテ、内金三万三千両ノ分ハ全ク鎮台出兵立替入費ニ相違之ナク、自余ノ負債トハ事実異ナレハ豊津県御札ノ上速ニ返却ノ所置之アリタシト申請ス

この様な歎願は数多くあり、政府に聞届けられるものではなかった。千原家の場合も「追テ一般ノ御処分仰出サルヘク候条、其旨相心得金主共危疑ヲ抱カサル様説諭スヘシ」との指示が大分県に出された。五年一月、旧豊津藩主小笠原忠忱は「旧藩債之内私債申受度願⁽⁶⁴⁾」を出し、「新古借高之内拾万両私債ニ負担」したき旨の願を出した。七月になって小笠原家と千原家の交渉がまとまり、小笠原家の私債一〇万両の内、一万八〇〇〇両（三〇〇〇両は利子）が千原家に支払われることになった。

証券⁽⁶⁵⁾

一金一万八千両也

内

一五千兩

当壬申年

一四千三百三十拾兩 癸酉年

一四千三百三十拾兩 甲戌年

一四千三百四十拾兩 乙亥年

右者豊津藩用ニ付借用久分今度從五位様御引受相成(カ)外、一点書之金年賦談判御承知被下外付、内訳之通年ニ十二月限無相違御返弁可申外、為後証仍如件

明治五年壬申七月

千原幸右衛門殿

小笠原從五位家扶

富永政彬 印

この契約によつて千原家は一〇月、旧豊津藩への貸付金一万五〇〇〇兩の取消届を提出した。⁽⁶⁶⁾ 旧藩負債の処分が出たのは六年三月であるが、旧藩への貸付金の返還を信じた千原家は、五年六月、旧豊津藩への貸付金三万三〇〇〇兩の証文六通を抵当に、大坂の五代友厚より一万兩を借用した。⁽⁶⁷⁾ そしてこの一万兩を千原家では日田県租税金預り金の返済に与てた。この様に金子不融通で店卸もできない程経営難の千原家であった。以上の日田県時代の三件が千原家には大きな負担となった。次に、日田商人の旧藩への貸付金並びに拝借金がどの様に処分されたかを述べる。

三 藩債並びに旧藩貸下金処分

旧藩負債償還の処分が六年三月三日に出された。その内容の主なものをおあげると、①天保一四年以前の旧藩借入金は棄捐、②弘化元年より慶応三年迄の分は旧公債とし、無利足五〇ヶ年賦償還、③明治元年より五年迄の分は新公債とし、五年より四分利付、三ヶ年据置、二五ヶ年賦償還、④滞利証文・詰込利金・冥加金・永納金は棄捐、⑤扶持の類は渡し方が滞った時点より廃止、⑥公債金二五円以上は証券渡しとし、二五円未満は新旧公債の償還年限に従い、一割引で一時に現金償還、であった。この処分によつて、外国債を除いた藩債総高七四一三万円余の内、四七%の

表3 藩債の公債高・削除高

| 藩名 | 公債高 | | | | 削除高 | | | | |
|-----|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|-----|--------|
| | 合計 | 新債 | 旧債 | その他 | 合計 | 古借 | 債利 | 棄債 | その他 |
| 福岡 | 1,174,068 | 593,793 | 135,017 | 445,257 | 910,065 | 166,445 | 743,569 | 17 | 50 |
| 秋月 | 83,286 | 46,556 | 29,379 | 7,350 | 83,210 | 55,950 | 27,260 | 262 | 0 |
| 久留米 | 77,902 | 46,959 | 7,910 | 23,032 | 1,403,798 | 851,909 | 472,954 | 732 | 78,934 |
| 豊津 | 335,096 | 186,837 | 100,711 | 47,546 | 380,650 | 213,433 | 54,419 | 386 | 12,694 |
| 津東 | 51,594 | 23,619 | 24,054 | 3,920 | 39,588 | 20,183 | 15,567 | 722 | 3,837 |
| 千原 | 182,260 | 114,735 | 14,407 | 53,117 | 46,339 | 34,310 | 12,028 | 728 | 0 |
| 内府 | 22,319 | 0 | 64 | 22,255 | 91,639 | 38,745 | 48,081 | 241 | 4,812 |
| 森 | 17,291 | 2,383 | 10,733 | 4,174 | 25,443 | 21,474 | 3,489 | 128 | 497 |
| 殿原 | 508,959 | 205,506 | 236,301 | 66,978 | 184,368 | 182,192 | 0 | 176 | 2,176 |

※ 1. 公債高のその他は租税債・官債である。

2. 削除高のその他は福岡が空債で、外はすべて幕債である。

3. 「藩債輯録」(『明治前期財政経済史料集成』第9巻)より作成した。

三四八六万円余が公債として認められた。広瀬家・千原家が関係した藩の公債高・削除高を表にしてみた(表3)。公債として認められた率は、岡藩七九%、殿原藩七三%が高く、府内藩一九%、久留米藩五%が最低で、他は全国平均並で五〇%前後であった。久留米藩は古債等天保以前の借金が五七%を占めていた。府内藩の新債〇も珍らしい。また、豊津藩等が借りた御貸付金―幕債は当然棄捐となった。

次に政府は、旧諸藩が多額の資金を諸階層に貸付けていた分、つまり旧藩貸下金の回収に努めた。四年一月、大蔵省はまず実態を掌握した上で徴収策を定める方針を出し、一二月一九日(旧藩より)貸下候金穀等本帳へ証書相添申二月晦日限大蔵省へ可差出」と府県へ通達した。五年二月一三日、負債取調掛が設置され、その掛内に貸附調掛

が設置されて「旧藩々所領内外貸付米金」の調査に当たった。そして五月以降、全国に藩債調査のため負債取調掛員が出向いた際、旧藩貸下金の取調も同時に行なった。⁶⁹⁾ 九月には福岡県にも調査員が出張してきた。そして翌六年三月三日、「旧藩藩負債償還ノ御処分」と同時に、「貸附金穀取立法則」⁷⁰⁾が達せられた。

この両者、藩債処分と旧藩貸下金処分を比較して見ると、天保十四年以前、弘化元年より慶応三年まで、明治元年以降という時期区分では、両者とも一致している。また米穀相場や銀貨・紙幣の交換相場も同じである。しかしながら干田稔氏も指摘してある様に、藩債処分に当っては商人等富有層を対象としているがために厳しい対処の仕方をしており、一方旧藩貸下金の方は、一部富有層を含むが大半が農民を対象にしており、窮民層を対象とした項目、「正租雑税不納ニテ証文差入シ貸附」「貧民へ救助夫食種糶農具代トシテ貸附」「産資ノ為金穀及品物貸附」「税外産物及貯蓄米等ノ内貸附」「土族帰農商産資金トシテ貸附」「宿場助成金トシテ金穀貸附」「通常貸附金穀」等は一部棄捐、

表 4

広瀬家の各藩貸付高

| 藩名 | 明治 2 年 | 明治 3 年 | 明治 4 年 | 明治 5 年 | 明治 6 年 | 明治 7 年 | 明治 8 年 |
|----|-----------------------------|-----------|-----------------------------|-----------|-----------|----------------------|---------------|
| 福岡 | 3677 2 <small>両分</small> | 6377 | 5125 2 <small>両分</small> | 1408 | 1408 | 1408 新公債証 9225 | 新公債証 11375 |
| 対馬 | 1570 | 1400 | 4310 | 4310 | 4310 | | |
| 岡 | 5000 | 4000 | 15000 | 6000 | 6000 | | |
| 府内 | 1700 | 0 | 0 | 7000 | 0 | | |
| 小倉 | 1008 1 | 1008 1 | 830 | 830 | 830 | 旧公債証 2865 | 旧公債証 2385 |
| 中津 | | 400 | 0 | 0 | 0 | | |
| 秋月 | 57 2 2 | 57 2 2 | 57 2 2 | 57 2 2 | 57 2 2 | | |
| 計 | 13013 1 2 | 13242 3 2 | 25323 0 2 | 19605 2 2 | 12605 2 2 | 13498 | 13760 |

※「實帳」より作成。

表 5

広瀬家拝借高

| 項 目 | 明治 2 年 | 明治 3 年 | 明治 4 年 | 明治 5 年 | 明治 6 年 | 明治 7 年 | 明治 8 年 |
|--------|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|------------|-------------|
| 旧幕引継拝借 | 12000 面分 | 10800 面分 | 9600 面分 | 8400 面分 | 7200 面分 | 6840 円数 | 6480 円数 |
| 石高拝借金 | 2157 2 *160文 | 2020 3 *410文 | 1884 1 *410文 | 1884 *410文 | 1884 *660文 | 1884 66 | 1531 |
| 福岡藩 | 301 2 *21文6 | 46 0 3 *130文 | 37 2 2 *890文 | 37 2 2 *890文 | 37 2 2 *880文 | 38 50 5 | 38 50 5 |
| 岡藩 | 42 *94文4 | 42 *94文4 | 42 *94文4 | 42 *94文4 | 42 *94文4 | 42 09 44 | 0 |
| 府内藩 | | 900 | 800 | 700 | 600 | 600 | 600 |
| 慶保新開 | | | | | | | |
| 計 | 14501 *276文 | 13808 3 3 *634文4 | 12364 3 2 *384文4 | 11064 2 2 *384文4 | 9764 2 2 *634文4 | 9405 25 94 | 10109 23 86 |

※「積帳」より作成。

或は八ヶ年賦・一〇ヶ年賦と緩やかな取立てとなっている。それに比べ富有層を対象とした「掛屋用達等への無利息預け金又ハ諸勘定残金」は、一時取立てと厳しい処置が取られている。このことは政府が財源確保のために富有層の資産を吸収しようとしたことと、維新後相次ぐ農民の騒擾のために一揆の誘発を回避すべく、また士族の不満を少しでも柔らげるために取られた措置であったろう。日田金で知られた日田商人は、資産有りと見られたが故に厳しい取立てを受けたが、この二つの処分に対して日田商人達はどの様に対応したのであろうか。

まず広瀬家の「積帳」より大名貸部分と拝借金部分を表にした(表 4・5)。五年正月段階で貸付金が残っている藩は、福岡・対馬・岡・府内・小倉・秋月の六藩で、これらが藩債処分の対象となった。永納金は「積帳」には書上

げられていない。府内への貸付金七〇〇〇両は府内藩物産所の仕入金の貸付けで、これを旧府内県負債として届けられていたので急拠、広瀬家より異議の申立てをした。

乍恐以書附奉申上

私義亡父以来引請罷在(明治四)旧府内物産所江辛未十二月、金七千兩産物買入売払次第請取ニ而出金仕、当三月

中産物売立之利金請取之相済ニ間、四月ニ而支配人口上を以御届申上置ニ、右者旧府内県負債ニ無御座全私物ニ得共、旧府内県下江支配人差出取斗来ニ儀ニ而、天保度右旧藩御勝手向必至御差支之砌、亡父江世話筋御依頼ニ相成ニ間、同人ヲ私物引請之物産所ハ取締向願立、旧府内県ヲ御役員御附置被下ニ義ニ御座ニ、然ル処旧臘右御役人官物と御心得其筋江御届申上ニ様申来ニ間、右取締御役員ヲ証文請取之、無何心御届申上不都合之次第ニ相成奉恐入ニ得共、全前文奉申上ニ通、産物買入元金差出ニ義ニ而官物ト申ニハ無御座ニ、御尋ニ付此段乍恐以書附奉申上、以上

明治五年十月

広瀬源兵衛

大分県御庁

源兵衛は私物引受の物産所であるから、産物買入元金として差出した七〇〇〇両は官物ではないと言っているが、この時点、諸藩の産物会所への貸金が元利共に返済されることはなかったであろうから、広瀬家の府内藩への発言力の大きさが窺い知れる。この元利金は既に返済されていることでもあり、広瀬家の言い分は認められた。(71)

六年の藩債処分の結果、広瀬家には、対馬・小倉・秋月各藩への貸付金の内、旧公債証で二八六五円、対馬・岡藩への貸付の内、新公債証で九二二五円支払われた。(72)福岡藩への貸付金は未処分となった。広瀬家は福岡藩への貸付金を、五年の「積帳」より「凡積」として一四〇八両書上げており、千原家も二年、同藩への貸付金八五〇両があった。福岡藩には二年一月より三年一〇月にかけて、二分判調達金が福・博商人等より一五万両あったという。これ

表6 千原家の各藩貸付高

| 藩名 | 明治1年 | | 明治2年 | | 明治3年 | | 明治4年 | | | |
|---------|---------|-----|---------|-----|-----------|-----|------------|------|-----|---|
| | 銀 | 貫 匁 | 貫 匁 | 匁 | 貫 匁 | 匁 | 貫 匁 | 匁 | | |
| 小倉 | 597 | 492 | 471 | 260 | 868 | 963 | 5 | 1180 | 877 | 7 |
| 小倉新田 | 78 | | 48 | | 48 | | | 48 | | |
| 対馬(田代領) | 6 | | 6 | | 6 | | | 6 | | |
| 福岡 | 9 | | 0 | | 35 | 700 | | 35 | 700 | |
| 森 | 0 | | 18 | 380 | 0 | | | 0 | | |
| 中津 | 0 | | 0 | | 12 | | | 0 | | |
| 計 | 690 492 | | 543 640 | | 970 663 5 | | 1270 577 7 | | | |

※ 千原家「店卸帳」より作成。

を大蔵省が藩債として認めないので、大蔵省へは表向き献金ということにすれば、知事より規則通り二五ヶ年賦返金になるという。それでは恐縮なので、二・五割か三割の現金下渡しとする内談があり、金主達は献金と決定したということである。⁽⁷³⁾これについて「積帳」七年分に、「去西年中大蔵省より再応御札有之、金札納之分ハ御規則通御処分之筈、正金納ハ金献金相成外ニ付、旧知事公方御債被下筈」とあり、大蔵省は金札の貸金は公債に認めても、正金の分は認めなかったのであろうか。結局、広瀬・千原両家の福岡藩貸金分は、七年七月末に新公債証で下付された。⁽⁷⁴⁾

広瀬家の拝借金高は五年正月段階では日田県預り金・旧幕引継拝借金・福岡藩・厳保新開分が多く、六年三月の旧藩貸下金処分後の七年「積帳」では、旧幕引継拝借金・福岡藩・厳保新開分が多額残った。広瀬家にはこの外に五年一〇月段階で、石高拝借金が一万九二五円ある筈である。これは広瀬久右衛門拝借となっているので記載されないのだろうか。

次に千原家の場合を見てみよう。千原家の五年の「店卸帳」が未決算なので、四年までの諸藩への貸付け状況を見ると表6の様になる。千原家はやはり小倉藩への貸付けが主で、産物方引受商人であった万屋（小今井）助九郎・柏木勘八郎兩名への貸付けも銀一五〇貫目残っていた。四年末には千原家は小倉藩に対して五万四六〇〇兩余の貸金があり、その年の年貢米が抵当に入っていただけに、藩債の支払い停止が千原家に与えた

影響は大きかった。また、千原家は小倉藩より慶応三年一〇月に二〇人扶持を加増されて四四人扶持となり、同時に小倉新田藩よりは勝手方回復の上は知行三〇〇石を与える約束がなされていたが、久留米(三〇人)・秋月(二人)・敵原(一五俵)・森(二人)各藩の扶持と共に廃止され、永納金も反故にされて、旧幕引継金・石高拝借金と多額の借金を抱えた千原家の経営は成立たなかつた。

幸右衛門は藩債処分並びに旧藩貸下金処分を次の様に述べて、自からの衰運を歎いた。

去ル庚午辛未兩年、日田県為守衛豊津藩兵出張用途、同藩エ多分ノ調達金其砌一時御消却可相成之処、辛未七月廢藩置県之御沿革被仰出、藩債之分一切御下金無之、其後數十ヶ月ノ間不尠利金等都テ御下ケ無之而已ナラス式拾五ヶ年割公債証書御下渡、其他諸藩エ新旧調達金等多分之金高総テ御規則ニ拠リ御処分ニ相成、是以私之衰運トハ乍申、諸藩エ拝借金ノ分ハ何レモ短年期ヲ以返納被仰出、毎度御敵達ヲ受(略)

七年一月一〇日、豊津(小倉)藩調達金一万五〇〇兩、六〇〇〇兩、五〇〇〇兩、千束(小倉新田)藩調達金五〇〇兩、三〇〇兩、秋月藩調達金一〇六兩二分余が公債として認められ、二万二四〇〇兩が旧公債証(五年より無利足五〇ヶ年賦)で、端数の六円五九銭は現金で一円四三錢七厘が支払われた。⁽⁷⁶⁾

この内豊津(小倉)藩分六〇〇〇兩・五〇〇〇兩は長州征伐の際、複数の日田商人で貸付けた軍事資金の残りであった。つまり、元治元年八・九月の両度にわたって融資した一万兩の残金が六〇〇〇兩で、債権者は千原幸右衛門・広瀬源兵衛・草野忠右衛門・手嶋儀七・広瀬三右衛門・森藤右衛門・山田小三郎・山田為作・山田半四郎・山田作兵衛・森甚左衛門の一名であった。また慶応元年五月調達の一萬兩は五〇〇〇兩の残高があり、この債権者は八名であった。この内幸右衛門分は三三〇〇兩であったが、幸右衛門が代表して旧公債証を受取った。この外、豊津藩調達金一万五〇〇兩は文久二年正月の千原家の貸金である。

秋月藩には安政四年、切手引揚のために二〇〇兩融通していたが、万延元年に残高一七三兩を元金とし、二朱の利

表7 千原家の拝借金処分

| 項 目 | 金 額 | 条 件 |
|-------------------|--------|-----------------|
| ① 旧幕引継金 | 10,800 | 明6より20ヶ年賦、月利5朱。 |
| ② 救済備金 | 10,000 | 明6より2ヶ年賦、月利5朱。 |
| ③ 石高拝借金 | 21,850 | 明5より9ヶ年賦。 |
| ④ 旧藩貸下金 (久留米藩) | 1,000 | 明6より8ヶ年賦。 |
| ⑤ 同 (豊津藩) | 6,000 | 明6より無利息10ヶ年賦。 |
| ⑥ 同 (森藩) | 500 | 明10より10ヶ年賦。 |

※「御金御用帳」より作成。

付で九ヶ年賦としていた。その残高が一〇六兩二分余残っていた。
 小倉新田（千束）藩分は、安政三年調達金五〇〇兩（明治三年まで月一步の利息は受取済み）と文久三年調達金三〇〇兩に対して旧公債が交付された。

以上の外に千原家には、敵原藩田代領に広瀬家と共に調達した分があった。その分一五〇兩が旧公債証で交付された。

以上は全て旧公債証が交付されており、慶応三年までの旧藩への調達金である。新公債証の記載が千原家の帳簿にない。恐らく新公債は千原家の手に留まることなく、売払われたのであろう。福岡藩への調達金八五〇兩分の新公債もすぐに処分されており、⁽⁷⁷⁾明治三・四年の豊津藩への調達金三万三〇〇〇兩は、一万五〇〇〇兩が小笠原忠忱の私債に、残る一万八〇〇〇兩は五代友厚よりの借金一万円の抵当となっており、この分の新公債は日田では受取らなかった様である。六年九月、東京在住の幸右衛門は豊津藩調達金一万八〇〇〇兩について、「当地ニ於テ引受人も有之ハ間、速ニ売却借用返済仕

度、（略）東京罷在ハ間何卒当地ニ而御下渡被仰付ハ」様と願出た。⁽⁷⁸⁾恐らくこの願出は受理されて東京で公債は渡され、すぐに売却されたであろう。

次に、千原家が受けた旧藩貸下金処分を表7に掲げた。

①は、慶応四年旧幕引継御用金預りを皆納するために、不足金四万兩を金札で掛屋四人が借用したが、⁽⁷⁹⁾その返済残りの千原家分である。広瀬家は一万二〇〇〇兩の借用に対し、六年一〇月段階で七二〇〇兩の残高がある（「積帳」）。

四万両は五年二月段階で、二万八〇〇〇両の残高であったので、元掛屋四人より無利足二〇ヶ年賦を願出た所、「同年迄者兼而被仰付置外通無滯上納仕仕ハ、以後之義者格別御仁恤之御沙汰可被成下」とのことであった。そこで五年分四〇〇〇両と利金を納めた。六年四月、四人が残金二万四〇〇〇両の無利足、三〇ヶ年賦を願出た所、「山田半四郎儀ハ格別之訳ヲ以旧日田県ニ於テ年延利下返納御聞届」けられているので、山田半四郎が願人に加わっては不都合と言うので、七月、山田半四郎を除いた三名で同文の願書を出した。⁸⁰一〇月に、六年より月利五朱で二〇ヶ年賦が仰せ付けられた。

②は勸業金の拝借分である。五年八月、元年以来の租税金並びに御用預ケ金一万六七一三兩余(千原家分)を残らず上納する様に言い渡された。しかし千原家は三・四年に、御用預ケ金・諸藩札・他借等でもって三万三〇〇〇両を旧豊津藩に調達しており、その返済が政府の通達で差留めになっている。従って、返済金が下渡されるまで、租税預り金の上納を猶予してくれる様願出た。⁸¹翌六年六月には、租税預り金残高が一万二九二二兩余となっており、その返済に当てるため二万円の拝借を願出たところ、一〇月になって一万円(月利五朱、七・八年両度納め)が勸業金の内より貸渡された。⁸²この一万円は租税預り金の支払いに当てられた。翌七年九月、幸右衛門は「日田地ノ景況実ニ衰微ヲ極メ、田畑山林ヲ以金子調達目途無之、追々不如意ニ陥リ多分ノ借財相嵩、何分一家滅亡ノ際、生計ノ見込付兼(略)去月一五日豆田町居宅明渡、夫々外方へ讓渡貸渡ノ上、僻地草場村エ転潜仕、(略)数代連綿相稼来外酒醬油造、其他之商業(略)一時ニ廃業」と歎いて、一万円の返済の目途が立たないので、無利足一五ヶ年賦を願出た。⁸³その結果、幸右衛門の従来之功が認められて、無利足一〇ヶ年賦が言い渡された。尚、七年より八年にかけての利子六〇〇円は上納する様命じられた。

③は石高拝借金である。明治元年、政府の金札発行の意図を汲んで日田県が興した事業、生産会所が行詰まった際、その費用を諸商人が引受けたが、そのために彼等は三年秋、拝借願を出した。すると、知事松方正義より、日田

県の政府拝借金札一八万兩の内、一〇万兩の拝借が仰付けられた。⁽⁸⁵⁾しかしその後、竹槍一揆がおこり、一〇万兩の振分けが行なわれたのは四年一二月のことで、拝借高は九万一〇〇〇兩であった。養育館に一万兩振当てられ、残る八万一〇〇〇兩が一七人に振分けられた。⁽⁸⁶⁾書類が整ったのは五年一〇月である。千原家の生産会所引請高と石高拝借金の関係は次の様である。

生産金

引請高

一金壹万四千九百五拾四兩貳分

午三月々閏十月迄月壹歩之利

此利金千三百四拾五兩 永九百五文

同所の生蠟七拾式丸引請
一金千百六拾三兩

午三月々閏十月迄右同断

此利金百四兩 永六百七拾文

小以利金千四百五拾兩 永五百七拾五文

午十一月六日旧日田県当預り書にて上納

勿三納帳へ控有之

残元金壹万六千百拾七兩貳分

内

元金百拾七兩貳分

端金之分未十一月十五日上納

利金千九百三拾四兩 永百文

午十一月々未十月迄月壹歩之利 未十一月十五日上納

但元金壹万六千百拾七兩貳分

残元金壹万六千兩

外 金三千兩 増拝借申十月十日日記有之

金壹万九千兩

為此当

城内草場田地不殘 大野出口塚田山林拾八ヶ所

本証文并引当横折帳納置

此利金貳千八百五拾兩 頭宍割五歩之利足

金貳万千八百五拾兩

明治五申を辰迄九ヶ年割上納可仕事

年々十月廿日限上納可致事

千原家の三年三月生産所引請高は一万五〇〇〇兩足らずであったが、それに広瀬家より生蠟を引受けた分と月一歩の利足が加わり、四年に元金の端金と利子を支払って残金一万六〇〇〇兩となった。これに石高拝借金三〇〇〇兩が追加されて五年一〇月の石高拝借金は一万九〇〇〇兩となった。この返済について当初は一ヶ年金一二〇〇兩宛、金札をもって九ヶ年上納皆済の話であったが、五年五月に、「拝借金高ニ頭宍割五歩之利足相加、九ヶ年ニ成崩返納」と変わったため、豆田・隈町の拝借人は当初の返済方法を取りたいと願出たが、聞き入れられず、千原家の場合は一万九〇〇〇兩に一割五歩の利息を加えた金額、二万一八五〇兩を九ヶ年で返済することになった。⁽⁸⁷⁾それは当初の案に比べる、一三三〇兩の過金となる。

広瀬家の場合、同家の生産会所引請高は当初一万三〇〇〇兩であったが、三年五月、五〇〇兩を追加引受けて一万三五〇〇兩となった。その後一部を返済して同家の石高拝借金は九五〇〇兩であった。⁽⁸⁸⁾

隈町生産会所の引受人は山田小三郎・山田作兵衛・森甚左衛門の三名で、三万七〇〇〇兩を引受けた。彼等は四年分の利子は漸やく上納出来たが、甚だ難渋するので歎願した所、山田小三郎外六名の旧拝借金八〇〇〇兩が加えられ、都合四万五〇〇〇兩となり、この分は山田小三郎・同作兵衛・同為作・井上龍三郎・森恒右衛門・同藤蔵・同甚

左衛門七名の責任となった。この内森甚左衛門分は九四〇〇両で、五年一〇月、これに一割五分の利息を加え、九ヶ年割返納が命じられた。この内二七六〇両を養育所育児金として拠出（間もなくこれは小学校の寄付金となる）、石高拝借金の合計は八〇五〇円両だったが、名目が変わっただけで、矢張一万八一〇両の拝借に変わりはないと甚左衛門は歎いた。⁽⁸⁸⁾

④⑤⑥は旧藩より千原家が借り受けた分の処分である。

④千原家は久留米藩へ安政四年、三七五〇両を永納したことにより三〇人扶持を貰っていたが、明治二年より扶持米は来なくなった。逆に三年四月、幸右衛門は久留米成産方役所より二〇〇〇両を借用した。月一步三厘五毛の利息で、返済は茶方下受けの近江屋栄吉・升屋義三郎が新茶を長崎へ積下し、長崎御屋敷で返納することになって⁽⁹⁰⁾いた。恐らく幸右衛門は、久留米藩への永納金もしくは扶持米代と精算する積りでいたのだろう。しかし永納金は切捨て、扶持は廃止され、拝借金のみが残った。この内一〇〇〇両が旧久留米藩拝借金として残り、残金一〇〇〇両は、三藩県士族永田庄吾へ弁済することになった。七年九月、永田庄吾と示談の取決めをする様通達があったが、翌年六月になっても解決しなかつた。⁽⁹¹⁾

⑤明治三年閏十月、幸右衛門は豊津藩より九〇〇〇両を借用した。その残金六〇〇〇両に対し、無利足一〇ヶ年賦上納が言い渡された（七年三月）が、旧豊津藩への千原家調達金は二五ヶ年賦或いは五〇ヶ年賦の公債証書で下渡された事情を申立て、棄捐願の歎願を出した結果、⁽⁹²⁾九年より無利足二〇〇ヶ年賦が言い渡された。毎年三〇〇円の納付である。この前年、千原家は小笠原家に対し杉山野を抵当に五〇〇〇〇円の借用願を出し、⁽⁹³⁾三〇〇〇〇円が貸与されている。

⑥旧森藩よりの拝借金に対しては六年三月に「森藩ヨリハ準備金ヲ以テ三千円預ケ置キタリト申立、又幸右衛門ヨリハ永納金ニ引当預リ置キタル云々其意味符合セサレハ更ニ双方取糾シ事実明白申立ツヘシ」との政府指令が出て、⁽⁹⁴⁾この処分が決定する迄にはかなりの時間を要した。この間の事情を述べてみる。

安政四年、森藩勝手方より日田商人へ永納金一〇〇兩に付き三人扶持支給の示談があり、日田商人はそれに応じて永納し、文久元年には永納金一〇〇〇兩に付き二〇〇兩の増出金をした。その後慶応二年には米価沸騰に付き向後年一割の利息は蔵米渡しということになって、日田商人は永納金願下げの申出をした。そこで森藩より慶応二年に一五〇〇兩、明治三年に一〇〇〇兩が千原家に預けられ、千原家よりは一割一步の利子を納めてきた。四年八月森藩より、預り切手の大蔵省届高一万兩の辻褄が合わないの、金三〇〇〇兩蔵米千石の預り証書を二年四月付けで差出す様、そうすれば一万兩の申訳も立ち、藩札は別途に引揚げて千原家に迷惑を及ぼさないと行って来た。しかし二五〇〇兩は永納人に返済すべきもので証書を差出すことは躊躇われたが、同藩よりの達での願に付き幸右衛門は証書を提出、金五〇〇兩米千石蔵預り切手を受取った。ところが同藩より三〇〇〇兩を森藩札準備金として大分県に届けられてしまった。そこで永納人一同は、永納金二五〇〇兩を千原家への預け金三〇〇〇兩の内より返済してくれる様願出た。結局この願は認められて、差額の五〇〇兩が千原家の借金として残った。千原家は一〇年賦でこの分を完済した。

以上の様に、藩債処分または旧藩貸下金処分によって各商人の返済額・方法は決まったが、各商人はこれに如何に対応していったかを次に述べる。

四 藩債・旧藩貸下金処分のその後

千原家は廃藩置県によって公金預りの特権を失い、その上、藩債並びに旧藩貸下金処分によって藩債は二五ヶ年賦・五〇ヶ年賦の公債化、扶持は廃止、永納金は棄捐となり、旧藩への貸付金を当にして借りた旧藩拝借金、石高拝借金、旧幕引継金上納時に借りた拝借金と、多額の拝借金のみが残り、千原家の経営は廃業に追い込まれた。

七年八月、幸右衛門は豆田町の家宅を処分して草場村に引込み、長年の家業であった酒醬油の醸造業は休業し、一部を手放した。翌八年一〇月、酒造業の廃業届が出された。⁽⁹⁵⁾ 広瀬家は何とか持堪えてはいたが、七年の「積帳」以後

は資産を減少させていっており、九年に至って家政改革を行なって本家を貸して別宅に引越した。⁽⁹⁶⁾

この様な状況の中で、旧幕引継金・石高拝借金の永年賦・棄捐願が出されていった。まず旧幕引継金について見ていく。

六年十一月、旧幕引継金一時上納の際に借用した金札四万両は、年利九朱、二年より一〇年賦であった。五年には残高二万四〇〇〇両になっていたが、その内千原・広瀬・森三家分の二万一六〇〇両は、月利五朱、二〇ヶ年賦となつた（六年八月）。この条件で二ヶ年返納し、八年五月、元掛屋四人より無利足の歎願を大分県に伺い出た所、無利足一五ヶ年賦が言い渡された。千原家の支払いは年六四八円で、八年分のみが支払われた。

一一年四月、元掛屋四人で「本年より無利足五拾ヶ年賦」を歎願した所、願の通り聞入れられた。さらにこれ迄は田畑家屋敷引当証を差出さねばならなかつたが、今度は無引当となり、これ迄の抵当は引下げられた。この時点で千原家の残高は九〇七二円、広瀬家分は六〇四八円であつた。⁽⁹⁷⁾千原家はこの後年間一八一円を一五年まで支払い、残高八一六四円余は、二二年九月に一〇ヶ年据置の五〇ヶ年賦、利引一時上納を歎願して願の通許可された。二二年六月、千原家は六七〇円余りを返納して、旧幕引継金に伴なう借金を完済した。次に石高拝借金の返済経緯を述べる。

五年、元金に一割五歩の利足を加えて二万一八五〇両となつた千原家の借金は五年より九ヶ年賦であつたが、二ヶ年返納後の七年には、無利足二〇ヶ年賦が言い渡された。この時は松方正義へ陳情し、「松方公之御周旋ニ而可出来之御指令」と幸右衛門は感謝した。⁽⁹⁸⁾さらに八年八月には二五ヶ年賦返納が認められて、千原家の一ヶ年の返納高は六七九円余であつた。しかしこれも二ヶ年上納したままで滞納し、一五年になつて一部棄捐が認められた。即ち、二八五〇円（五年、元金二万九〇〇〇両に一割五分の利子を加えられた分）と、八三五〇円四三銭二厘（生産所の貸出金引請分の内、下地貸借用人の滞納金）計一万二二〇〇円余が棄捐となり、残金四四三三四円余が一五年より五〇ヶ年賦となつた。この時、広瀬家分は棄捐が認められて、この年で完済した。⁽⁹⁹⁾千原家はこの後も一ヶ年八八円余を支払うこ

とになったが、三年払ったのみで滞納した。二〇年六月、三〇ケ年間一〇円宛返納の願いを出した所、五ケ年間一〇円宛の返納が認められた。しかしこれも一ケ年分を上納しただけであった。二三年に千原家より、生産会所貸付金を借用した者は既に赤貧者となっていて取立ては出来ず、取立ての手当はなく、数年間取立てに従事奔走した費用は少くなく、また二三年の洪水によって千原家の返済は甚だ困難になったと述べて、生産会所の貸出金に係わる損失分三四四九円余の棄捐願を出し、残りの七〇八円余は千原家が出した損失で、これを八〇ケ年賦年一割引計算で一時的に納を仰付けられる様願出た。これは三月になって聞届けられ、千原家の石高拝借金の返納は漸やく終った。⁽¹⁰⁾

救済備金一万円口（六年一〇月拝借、月利五朱、二ケ年賦）は七年九月に無利足一〇ケ年賦となり、二ケ年分が返納された。その後さらに千原家は歎願して、一年より一ケ年五〇〇円宛の返納となり、四ケ年返納した。一六年になつて、一五年分より三〇ケ年賦が認められたが、それも一ケ年分二〇〇円が納められたのみであった。その後二〇年に、六〇ケ年賦の申渡しがあつたが、千原家は返納せず、二一年九月に、旧幕引継金の残高と共に一〇ケ年据置五〇ケ年賦引一時上納を歎願して許可され、二口分の残高一万三九六四円余に対し、一〇六七円余を日田郡役所に納めて完済した（二二年五月）。

千原家の豊津藩貸下金六〇〇〇両（無利足、六年より一〇ケ年賦）について、千原家より棄捐願が出されていたが、八年三月、広瀬久右衛門（福岡藩）・山田作兵衛（福岡藩・秋月藩）・森甚左衛門（福岡藩）・富永勘三郎（秋月藩）等の旧藩貸下金の歎願と共に、二五ケ年賦の通達が出された。⁽¹⁰⁾ 千原家はさらに歎願して、九年より無利足二〇〇ケ年賦の許可を得て毎年三〇円宛一七年まで支払つたが、その後滞納し、二〇年に五ケ年間一〇円宛の返済が許された。これも二ケ年分返納したのみで、残五七一〇円は二三年三月、棄捐された。⁽¹⁰⁾

広瀬家の場合、福岡藩貸下金残高一八八四円余は六年より一〇ケ年賦となつていたが、一〇年になつて、九年より一〇ケ年間一〇円宛の返納になった。⁽¹⁰⁾ また同家の厳保新開拝借金は残金六〇〇円に二割の利金を加え、八年より二〇

ケ年賦となつていたが、一五年の「積帳」にこの記載がないことから、一四年に棄捐になつたと思われる。

藩債並びに旧藩貸下金処分によつて、政府は商人に厳しい処分を課したが、これによつて日田商人千原家には借金のみが残つた。そこで幸右衛門は豆田町の家を豊んで草場村に引込んだ。そして千原家は、借金の返済については他借によつて返済することはせず、政府に支払延期・棄捐願を出し、または滞納することによつて政府の出した処分に抵抗した。一〇年を過ぎると政府の対応も緩やかになり、二五ヶ年賦・五〇ヶ年賦の長期返済、さらには棄捐が認められる様になつた。殊に石高拝借金は生産所の損失金を各商人に引受けさせた所より生じたものであり、商人側には支払う意志がなく、盛んに永年賦・棄捐願を出した。一二年八月、「生産所御貸金引受被仰付仕訳書」⁽¹⁰⁾では、既納金元利九七一七円余りに対して生産所引受後の元利取立高が八七〇五円余となつており、差引一〇一一円余が千原家手元より「全ク弁償」となつてゐる。従つてこれ以後石高拝借金の返納を続ける気は千原家にはなかつた。

藩債処分が片付いて暫らくたつた三一年、日田商人より「禄高整理公債証⁽¹⁰⁾下附」の請願がなされた。日田商人が得ていた扶持は「多額ノ金円ヲ調達シ、又ハ軍資ヲ献納シ、或ハ各藩ノ財政ヲ整理シタル功勞ニ酬フル為メ永償与セラレタルモノナレバ、因ヨリ各藩士華族ノ賞典禄ト同一」という考えに基づき、「家禄賞典禄処分法」の第一条、「百姓町人の帯刀並びに扶持米渡方等の禁止条項の但書、「御一新後軍功有之カ又ハ従前ノ分タリトモ、一切廃シニ難相成見込之分ハ、巨細取調大蔵省ニ可伺候事」を盾に請願を出したのは、広瀬七三郎外一四名で、惣計五七六人扶持の書類が添えられた。

これに対し三八年九月、「本願ノ給米ハ旧藩中用達ノ為メ給与セラレタルモノニシテ、賞典禄ニアラサルヲ以テ願意採用シ難シ」との通達が、大蔵省より届いた。これをもつて日田商人の藩債処分は終つた。

おわりに

日田商人千原家の貸付経営の特徴は、公金預りを運用していたことにあるが、廃藩置県後その特権を失ない、六年の藩債処分によって天保十四年以前の藩債切捨、弘化元年より慶応三年までの藩債は無利足五〇ヶ年賦、明治元年以降の分は元金三年据置年利四朱で二五ヶ年賦となり、千原家の手元には借金だけが残った。多額の借金を抱えた千原家は、家財整理を行なって七年八月には豆田町を引払った。また六年までの間には、政府への多額の上納金がある場合は政府より借入れて支払ってきた千原家は、その後は他借金でもって返済する方法は取らず、返済済の延納・滞納を繰返し、二五ヶ年賦・五〇ヶ年賦の許可を取付け、さらには棄捐を許されて、二三年三月には全て解決した。結果から見ると、借金の額が大きかった割には実際の返済額は大きくなかったが、自己の貯えが少なかつたことと、公金預りの特権が失くなってしまったために資金繰りがうまくいかず、経営が行詰まってしまった。

その後、西南戦争の際には戦況を見て、梅干・足袋・干肴・材木等軍事物資の売払いに精を出し、店卸も漸やく一年正月には出来る様になった。千原家は一旦廃業した酒造業も再開して、一八年には麦酒免許鑑札願を出してビール(106)の製造を始め、二〇年代に入ると石炭借区願人になる等炭坑に出資し、また養蚕伝習所を設立し、三〇年代に入ると北海道に釧路木挽所を設立して日田より人夫を連れて行く等、事業経営に乗り出していったが、経営の近代化が出来ず、幸右衛門が三八年一月に死去してからはさらに家運が傾むいていった。

〔註〕

- 〔1〕 府内藩と大坂鴻池家との関係が断絶したことにより、広瀬久兵衛が天保二三年より府内藩の財政改革に携わった(安藤保「府内藩青葙専売制の展開―天保改革を中心として―」社会経済史学三五卷一号)。福岡藩では、大坂商人からの借銀の道を断たれたが故に、嘉永二年から広瀬久兵衛が財政改革に乗出し(木原薄幸「幕末における福岡藩財政改革と日田商人広瀬家」

九州文化史研究所紀要一七号)、小倉藩では、安政元年に上方商人よりの借銀を二五〇年賦として、産物会所の銀主を日田商人千原家に依頼した(拙稿「小倉藩の産物会所と日田金」史淵一二〇輯)。

[2] 広瀬家の経営については、野口喜久雄「積書」より見た広瀬家の経営(九州文化史研究所紀要一七号)がある。

[3] 千原家文書四〇一一。

[4] 千田稔氏には他に「新旧公債の元利支払財源―旧藩貸付金徴収を中心に―」(社会経済史学四六一六)、「藩債処分と商人資本―新旧公債に限定して―」(一橋論叢八三巻五号)、「藩債処分と商人資本―長田家の場合―」(経営史学一五巻一号)等の論文がある。

[5] 『大分の歴史(8)』頁三二。慶応四年二月五日、薩州役人五六〇人が千原家に来て幸右衛門・自適斎(藤右衛門)を連れ出し、九日まで入牢させた(千原家日記)。

[6] 「千原家日記」慶応四年三月一日条。「維新史料」(長崎県立図書館蔵三一六一―四一六)。

[7][8] 「千原家日記」慶応四年六月一日条。同六月二〇日条。

[9] 松方正義が日田知県事に就任するとすぐに軍用金調達をしたといわれている(『大分の歴史(7)(8)』)が、千原家の献金、銅錢五七万枚はそのまま返されており(千原家文書三八五)、松方正義は維新政府の意向に添った日田県治政の中で、日田商人資本を吸収した。

[10] 千田稔「維新政権の財政構造」(土地制度史学八一 頁三一・三二)。

[11] 養育館は堀田村に設立され運営資金は献金で賄なわれた。四年よりは一〇年間、広瀬源兵衛・草野忠右衛門・森甚左衛門・山田為作・同作兵衛・千原幸右衛門が年々一人一〇〇兩宛出資することになった。六年一〇月養育館廃止が打出された後、この出資金は小学校設立資金にまわされた。(千原家日記) 明治二年二月一八日条、六年三月三〇日条、同一一月一四日条)。

[12] 広瀬井手(宇佐郡)再興には広瀬・千原家より出資(日田市豆田町広瀬貞雄氏蔵「広瀬家日記」慶応四年四月七日条)。「大分の歴史(7)」頁二六三。別府港の築港には石高拝借金二万兩余が当られ、その返済には碇船船毎の帆前輸出税と湯女より取立の税金が当られる筈であった(『大蔵省考課状』出納寮)。

[13] 「千原家日記」四年正月四日条。

[14] 「松公方日、ヲレカダマサレタ思ひ買入ヨ」と地券銀行が創設されるとの情報を得て、千原家は田地を買い漁った(書状)

千原家文書二九九〇。

- [15] 「千原家日記」四年一月二八日条、五年二月一日五日条。
[16] 拙稿「日田・千原家の経営とその推移」(九州文化史研究所紀要二五号)、拙稿「小倉藩の産物会所と日田金」。
[17] 「願書并諸書物控」(千原家文書三九四)。
[18] 「千原家日記」慶応四年三月一〇・一二日条。
[19] 「千原家日記」慶応四年二月六日条。
[20] } [23] 前掲「願書并諸書物控」。
[24] 「広瀬家日記」慶応四年七月八日条。
[25] [26] 「御金御用帳」(千原家文書四二三)。
[27] 「願書并諸書物控」(千原家文書三九四)。
[28] 「千原家日記」慶応四年五月一日五日条。
[29] 宇佐郡については「宇佐市史」頁五九一。下毛郡については野口喜久雄先生より御教示戴だいた。引請人は跡田村跡田市右衛門・跡田一三・戸原村吉武久録・嶋村田中弥吉の四人。最初の遣出金は一万五〇〇両であった(旧日田県生産所事件ニ付上申)吉武文書二八二)。別府生産所の引請人は乙津村佐藤和平治・原村間藤幸次(千原家日記)。
- [30] 前掲「願書并諸書物控」。
[31] 千原家文書一二二四―四。同三六二九では、広瀬三右衛門外三名とある。
[32] 千原家文書四〇一八。
[33] 「石高拝借金ノ儀歎願」(広瀬家文書四五三七)。「願書」(同四五三九)。
[34] 「覚」(広瀬家文書四五三八)。
[35] 「石高拝借金年賦歎願」(千原家文書四〇〇八一)。
[36] 「乍恐口上書を以御内々奉願外」(千原家文書三六二九)。「石高拝借金年賦歎願」(同四〇〇八一)。
[37] 「願書」(広瀬家文書四五三九)。
[38] 広瀬家文書一七九八。
[39] 前掲「御金御用帳」。

藩債処分と日田・千原家(楠本)

- (40) 「千原家日記」三年三月一四日条。
- (41) 「千原家日記」三年三月一〇日条。
- (42) 前掲千原家文書三六二九。
- (43) 沢田章『明治財政の基礎的研究』一九六六年刊。
- (44) 前掲「願書并諸書物控」。
- (45) (50) 「千原家日記」三年閏一〇月一五日条。五年二月一六日条。三年五月二日条。三年一二月二日条、五年二月晦日条。五年五月二六日条。
- (51) 『大分の歴史(8)』頁七二。
- (52) (53) 「千原家日記」四年二月二六日条。三年一二月二日条。
- (54) 『大分の歴史(8)』頁五二。
- (55) 「千原家日記」三年一二月二八日条。
- (56) (57) 前掲「願書并諸書物控」。
- (58) 前掲千田稔「藩債処分と商人・農民・旧領主」頁五二。
- (59) 千原家文書二二六一の一六。前掲千田稔「藩債処分と商人・農民・旧領主」頁五三。
- (60) 「千原家日記」四年一二月二六日条、五年一〇月二二日条。千田稔氏の言う布帛通達後三〇日の期限は、それ程厳しくはなかったのではないだろうか。
- (61) 「大蔵省考課状」負債掛(国立公文書館所蔵)。
- (62) 「藩債輯録」(『明治前期財政経済史料集成第九』)。
- (63) 「大蔵省考課状」負債掛(国立公文書館所蔵)。
- (64) 千原家文書四〇一一。「藩債輯録」では一〇万一〇三円二〇銭一厘が私債として書上げられている。
- (65) 千原家文書八一六八。
- (66) 千原家文書一一三八の七。
- (67) 千原家文書二二六一一五。
- (68) (69) 前掲千田稔「新旧公債の元利支払財源―旧藩貸付金徴収を中心に―」。

- [70] 千原家文書四〇一二。
- [71] 広瀬家文書四〇六九。山田作兵衛外二人が旧久留米藩より受取った一二五八円余は「布告後ノ還償」ということで、返還させられた(「大蔵省考課状」困債寮)。
- [72] 「積帳」で見る限り、諸藩への貸金合計と公債証の合計が合わない。「積帳」の見積りを少なくしている様である。
- [73] 「千原家日記」六年十一月一九・二〇・二四日条。
- [74] 「千原家日記」七年七月一七日条。
- [75] 「御歎願」(千原家文書一〇九七―一)。他藩の扶持は「店卸帳」または「奥備衆福帳」に記載されている。
- [76] 千原家の藩債処分・旧藩貸下金については、以後も前掲「御金御用帳」によった。
- [77] 「千原家日記」七年九月二日。
- [78] 「書状」(千原家文書九七七―)。
- [79] この時、森家は六〇〇〇両、山田家は四〇〇〇両を借用した。
- [80] 「千原家日記」六年八月一日条。
- [81] 「乍恐以書附奉願上候」(千原家文書四〇一〇)。
- [82] 「乍恐以書附奉歎願候」(千原家文書五四)。
- [83] 「御歎願」(千原家文書七七九〇)。
- [84] 沢田章『明治財政の基礎的研究』では、元年九月に四万両、一二月八万両、二年四月六万両の金札が日田県に貸付けられている。
- [85] 「千原家日記」四年一月八日条。
- [86] 「千原家日記」四年二月一八日条。
- [87] 前掲「願書并諸書物控」。
- [88] 「記」(広瀬家文書四五三九)。
- [89] 「森甚左衛門外歎願書」(広瀬家文書四五三九)。
- [90] 「千原家日記」三年四月二四日条。
- [91] 前掲「御金御用帳」。「千原家日記」八年六月二九日条。千原家は久留米藩が隈町山田作兵衛外三人へは四年まで扶持米を渡

しているのに、千原家には二年より渡方がなかったと訴えた（千原家文書八三八七）。

- [92] 千原家文書一二六一―一。
- [93] 「乍恐以書附御願申上候」（千原家文書一二三〇）。
- [94] 前掲「大藏省考課状」負債取調掛。この間の事情については「手続書ヲ以奉願上候」（千原家文書一二六一―二）。
- [95] 「千原家日記」七年九月二一日条に酒造醬油鑑札の売買願が、八年一〇月二一日には酒造廃業願が記されている。
- [96] 「広瀬年譜」（広瀬家文書）。
- [97] 「積帳」一二年分。
- [98] 「千原家日記」七年三月二五日条。
- [99] 「書状」（千原家文書九七二七）。
- [100] 「旧藩御貸下金之儀ニ付御願」（千原家文書一三二二）。
- [101] 「奉歎願」（千原家文書一三一〇―一六）。「千原家日記」八年三月七日条。
- [102] 前掲千原家文書一三二二。
- [103] 「石高拝借之儀ニ付上申」（広瀬家文書一〇八一）。
- [104] 「石高拝借金年賦歎願」（千原家文書四〇〇八一―）。
- [105] 広瀬家文書八五〇。
- [106] 千原家文書四一一―四。

なお、本稿作成に当っては、ご所蔵史料の閲覧を快くご許可下さった広瀬貞雄氏、種々ご便宜をはかって下さった広瀬富之助氏・安藤正則氏に厚く御礼を申し上げます。また御助言を賜わった藤野保先生・野口喜久雄先生には、ここに記して深謝の意を表します。

「千原家文書」「吉武文書」は九州文化史研究所蔵である。